

一般社団法人フードビジネス推進機構 会員規則

本会員規則（以下、「本規則」とする）は、一般社団法人フードビジネス推進機構（以下、「本法人」とする）と法人会員および個人会員（以下「会員」という）との関係に適用し、入退会及び会員の権利義務等、本法人の運営ならびに会員活動の基本的事項を定める。

第1章 総則

（会員規則の適用）

第1条 本法人は、会員との間に本規則を定め、これにより本法人の運営を行う。また、本法人が随時発表する諸規定も、本規則の一部を構成するものとする。

（会員規則の変更）

第2条 本法人は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、理事会で承認を得、会員の事前の承諾を得ることなく、本規則を変更することができる。変更後の会員規則については、本法人のウェブサイト上への掲載、電子メール、書面その他本法人が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を発する。

（用語の定義）

第3条 本規則において使われる用語については、次の各号に定義する。

- (1) 会員とは、本法人の目的に賛同して入会の申し込みをし、理事会にて入会を承認された団体、企業または個人をいう。
- (2) 書面とは、本法人が指定した書式による文書、または任意の書式による文書（電子書面を含む）をさす。また、入会時に登録している電子メールアドレスからの発信による本法人事務局への通知、連絡も書面と認める。

第2章 入会申込等

（入会申込等）

第4条 本法人への入会の申込みをする者は、入会申込書に必要事項を記入して、本法人事務局に提出することとする。

2. 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、理事会で第5条の定めに従い、入会の承認あるいは不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。

（入会の不承認等）

第5条 本法人は、会員になろうとする者から第4条の申し込みがあったとき、次の各号に該当する場合、入会を承認しないことができる。

- (1) 本法人の趣旨に賛同していない者
- (2) 過去に本規則違反またはその他規則に違反しことを理由として除名または退会処分を受けたことがある者
- (3) 第4条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがある場合
- (4) 反社会的勢力の構成員、またはこれに準ずる者
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、本法人が入会を適当でないと判断した場合

第3章 会員の権利義務

（会員の権利）

第6条 会員は定款第7条に定めるところによるほかに、次の各号に定める権利を有す。

- (1) いずれの会員においても、アンケート等の配信または配布のサービスを楽しむことができる。
- (2) 賛助会員は、定款第5条第1号に定める事業のサービスを楽しむことができる。

（会員の義務）

第7条 会員は次の義務を負う。

- (1) 定款第9条の定めにより、入会金及び会費を附表1に基づき納入すること。
- (2) 本法人の会員同士または会員と本法人が実施する事業を通じて知り合った者などが事業を行う場合は、当該会員はそのことをただちに事務局に行うこと。
- (3) 会員の登録事項に変更が生じたときは、本法人所定の方法により変更の手続きを行うこと。

第4章 会員資格の喪失

(退会)

第8条 会員が本法人を退会しようとするときは、定款第10条に定めにより、別途定める退会届(様式3)を代表理事に提出することとする。

2. 会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものと見なす。

- (1) 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡したまたは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人または団体が解散し、または破産したとき。

第9条 会員は、前8条のほか、定款第10条あるいは第11条ないしは第12条の規定に該当するときは、資格を喪失する。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第10条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する権利を失う。ただし、未履行の義務がある場合は、継続して義務を負う。

第5章 情報管理

(個人情報の保護)

第11条 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を有償・無償を問わず譲渡もしくは貸与し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。

2 本法人は、本法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、本法人が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとする。

第6章 知的財産

(知的財産の帰属)

第12条 本法人が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、本法人に帰属する。

(知的財産の保護)

第13条 本法人が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に有償あるいは無償を問わず譲渡もしくは貸与し、または公表してはならない。

第7章 損害賠償等

(損害賠償)

第14条 本法人が、本規則に反しまたはそれに類する会員の行為によって損害を受けた場合、当該会員は、本法人が受けた損害を本法人に賠償することとする。

(免責)

第15条 本法人は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し本法人の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとする。

第8章 残存条項

(残存条項)

第16条 会員資格を喪失した場合であっても、第11条乃至第15条の規定は有効に存続するものとする。

第9章 その他

(規定の追加)

第17条 本規則に定めのない事項で必要と判断される事項については、本法人の理事会の決議により定める。

附則

本規則は、本法人の成立の日から施行する。

附表1 入会金及び会費

会員種類	生産者・研究者等個人/ 企業・団体等法人	入会金	年会費	享受できるサ -ビス	備 考
1号会員	生産者・研究者等個人	1口*	12千円	定款第5条 ①～⑪	
	企業・団体等法人	10口*	12千円	定款第5条 ①～⑪	
2号会員	生産者・研究者等個人	1口*	6千円	定款第5条 ①～④	
	企業・団体等法人	5口*	6千円	定款第5条 ①～④	
賛助会員	生産者・研究者等個人	1口以上*		定款第5条 ①	
	企業・団体等法人	10口以上*		定款第5条 ①	

*1口 1万円